

参考資料1
(5/27平成26年度
第2回畜産部会 資料5)

現行酪肉近への対応状況等について (食肉関係/担い手、6次産業化、輸出等その他重要事項)

平成26年5月
農林水産省生産局畜産部

- 現行の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針は、平成32年度を目標年度として、平成22年7月に策定。
- 畜産・酪農所得補償制度の導入や6次産業化等を通じた多様な経営の育成・確保、平成22年の口蹄疫発生を受けた家畜衛生対策の充実・強化等を中心に策定。

第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

畜産・酪農をめぐる情勢、課題等を分析した上で、

- ・畜産・酪農所得補償制度の導入
 - ・6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換
 - ・家畜衛生対策の充実・強化等
 - ・資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換
 - ・消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保
- 等を柱として、各般の施策を一体的に推進。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

食料・農業・農村基本計画の生産数量目標等に即し、各目標等を設定。

- ・生乳の需要量:800万トン(飲用:404万トン、乳製品:390万トン、自家消費:6万トン)
- ・生乳の生産数量:800万トン
- ・牛肉の生産数量:52万トン
- ・乳牛及び肉用牛の飼養頭数(乳牛:132万頭、肉用牛:296万頭)

1

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

第1の方向性の下での多様な経営展開に資するよう、様々な具体的取組を経営指標として例示的に設定。

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

集乳、乳業の合理化、HACCP対応工場数の目標のほか、肉用牛流通、食肉流通の合理化の目標を設定。

2

現行酪肉近

◎畜産・酪農所得補償制度の導入

小規模な家族経営をはじめ、意欲あるすべての生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備する観点から、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討



・各畜種別の経営安定対策について、実施状況を踏まえ、生産現場の意見を聴きながら不断の見直しを実施。

＜肉用牛の経営安定対策＞

肉用牛の経営安定対策については、これまで有効に機能してきた肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業を基本とし、肉用牛繁殖経営対策の簡素化や、新マルキン事業における地域算定をモデル的に実施。

- 肉用牛繁殖経営対策の簡素化:平成22年度
- 新マルキンにおける地域算定のモデル的实施:平成25年度

肉用子牛生産の経営安定対策

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

《平成26年度所定要額:159億円》

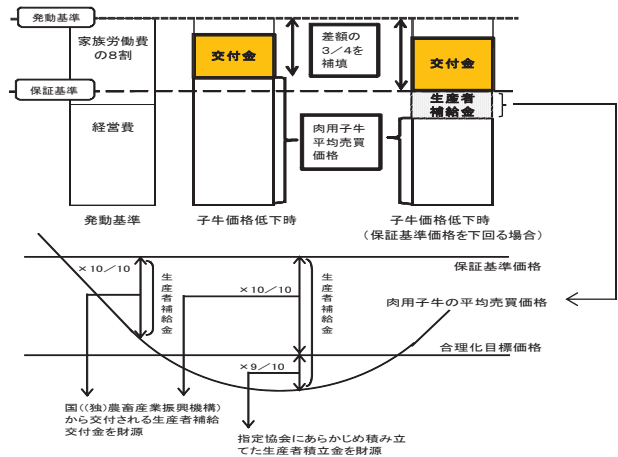
肉用子牛(肉専用種)の平均売買価格(四半期ごと)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

肉用子牛生産者補給金制度

《平成26年度所定要額:213億円》

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごと)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付



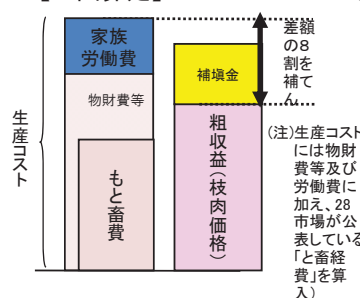
肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業

《事業内容》

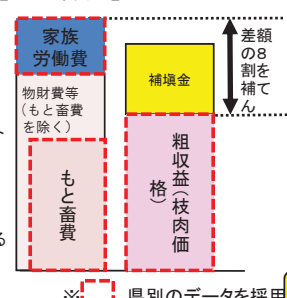
- ①積立割合:生産者:国=1:3
- ②補填金:1頭当たりの粗収益と生産コストの差額分の8割
- ③対象品種:肉専用種、交雑種、乳用種
- ④対象者:肥育牛生産者(大企業は除く)
※25年度より、一部県で地域算定をモデル的に実施

《平成26年度予算額》
869億円

【全国算定】



【地域算定】



※ 県別のデータを採用

現行酪肉近

◎多様化するニーズを捉えた消費拡大

- ・国産牛肉の品種ごとの商品特性をわかりやすく消費者に情報提供

◎畜産や畜産物に対する国民理解の確保

- ・自給飼料基盤に立脚して国内生産を行うことの意義や、飼料等が高騰する場合、国内の生産基盤維持のため価格へ転嫁せざる得ないことについて国民の理解醸成
- ・体験活動や産地交流会など、畜産分野の食育の推進



- ・6次産業化の推進のほか、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった国産牛肉の新たな需要の創出。
- ・オレイン酸等の「おいしさ」に相関の高い成分の指標化を推進。
- ・赤身肉の生産能力等に優れる褐毛和種等について、地域の飼料資源等を活用し、品種特性に応じた生産を推進。
- ・畜産や畜産物に対する国民理解の確保を目的として、生産地や食肉処理場を訪問する産地交流会等を実施。

・多様な国産牛肉の品種ごとの特性に着目し、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった新商品開発やブランド化、情報発信等を行い、多様化するニーズを捉えた消費拡大につなげていくための一層の取組が必要。

5

【取組状況】

○国産牛肉の新たな需要の創出

顧客目線に立った新需要を創出し、もって畜産農家の経営安定と消費者の嗜好の多様化に対応した国産牛肉の生産に資するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった、赤身肉等の特性に着目した国産牛肉のバリューチェーンの構築や商品開発等の取組を支援。

事例① 事業実施主体：十勝清水町農業協同組合

赤身肉のおいしさを求めた、生後約14ヶ月齢で早期出荷するホルスタイン去勢牛「十勝若牛」について、生産、加工、流通及び販売業者が一体となり、ホルスタイン牛肉の赤身肉評価基準の確立を図るとともに、飼養管理技術を確立し、従来の販売チャネルを上げ、新たな需要を創出することを支援。



事例② 事業実施主体：全国農業協同組合連合会 高知県本部

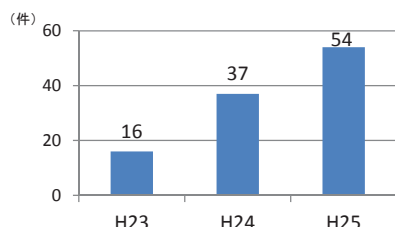
赤身肉のおいしさをPRポイントとしている「土佐あかうし」の新たなニーズを創造するために、小売、外食向けに赤身肉をおいしく調理する手法を提案し、販路開拓と新たなニーズを作り出すことを支援。

土佐あかうしの販売店舗等において、「土佐あかうし焼き方レシピ」パンフレットを配布し、おいしく調理する手法を消費者に提案



○国産牛肉における6次産業化事業計画の認定件数

国産牛肉における6次産業化事業計画の認定件数



平成23年度の16件から、平成25年度の54件に増加。

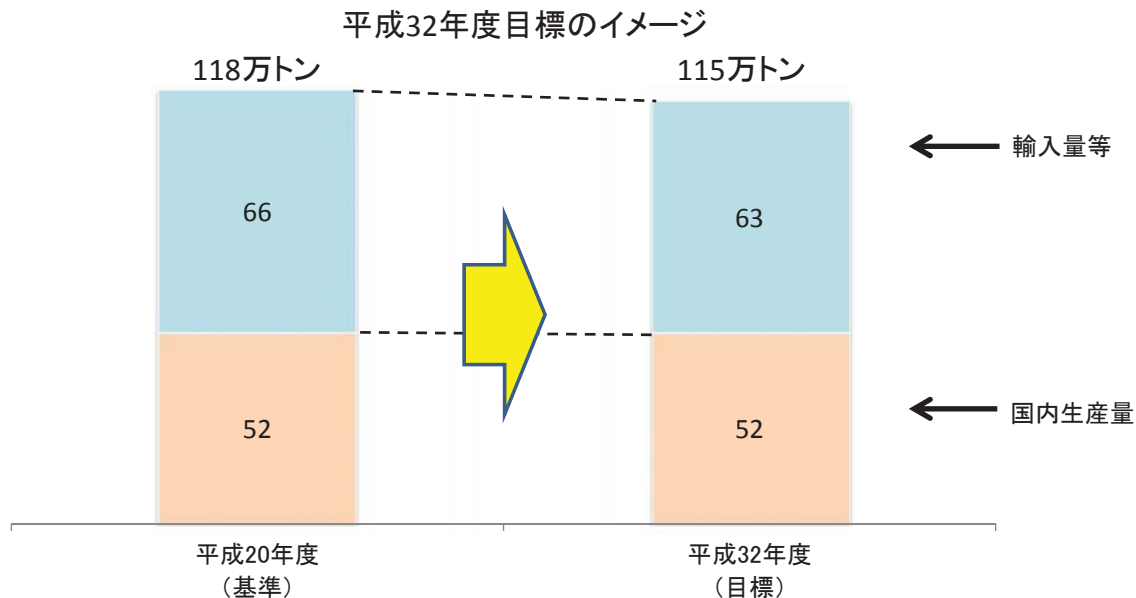
○畜産や畜産物に対する国民理解の確保

消費者が生産者、食肉処理施設等を訪問する産地交流会を開催。
(平成25年度は17県で24回開催、約800名が参加)

6

〔牛肉の国内消費仕向量〕

- 平成32年度目標の設定に当たっては、牛肉の需要は、1人当たりの消費量はわずかに増加するものの、人口減少を考慮し、国内消費仕向量としては基準年(平成20年度)をわずかに下回る115万トンと見込んだところ。
- このうち、消費者の多様なニーズに対応した特色ある牛肉生産を推進するなどにより、可能な限り国産牛肉の生産を維持していくこととし、生産量の目標を52万トンとして設定。

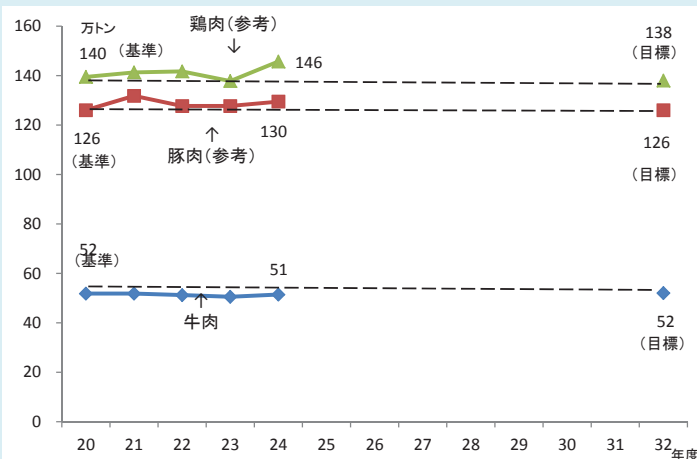


※国内消費仕向量は、国内生産量+輸入量-輸出量-在庫増減量

7

〔牛肉の生産量の長期的見通し〕

目標と現状



- 牛肉生産量の平成32年度の目標は、人口減少、高齢化等による消費構造の変化等を捉えつつ、基準年の52万トンを維持するとして目標を設定。
- 平成22年の国内における口蹄疫の発生、23年の原発事故の影響を受けつつも、牛肉の生産量は、平成24年度で51万トンと目標を概ね達成。
- 一方、景気低迷の影響等により、牛肉よりも安価な豚肉、鶏肉の需要、生産量が増加。その結果、豚肉、鶏肉については、平成24年度時点で食料・農業・農村基本計画に掲げた生産数量126万トン、138万トンを若干上回って推移している状況。

分析と課題

- 牛肉の生産量については、乳用種・交雑種の頭数の減少を、肉専用種(和牛)の増頭や、改良による日齢枝肉重量の向上等により補完してきたところ。
また、小規模層を中心とした飼養戸数の減少に伴う頭数減を中規模層以上を中心とした規模拡大で吸収することにより、現状維持を図っているところ。
- しかしながら、近年、肉用子牛生産者の高齢化や口蹄疫の発生等に起因した繁殖雌牛頭数の減少、乳用種経産牛の減少に伴う乳用種及び交雑種のメス子頭数の減少による牛肉生産量の減少が懸念。
- このため、繁殖経営への新規参入の促進、優良繁殖雌牛の増頭支援、繁殖経営の基盤強化対策等が重要。
- また、乳用牛、交雑種の肥育経営については、収益性の向上が課題。
- 肉専用種の肥育経営については、安定的な牛肉生産を維持する観点からも、より一層の生産コストの低減と、消費者ニーズに対応した赤身肉等の特色ある生産に取り組む必要。

8

〔肉用牛及び牛肉の流通の合理化〕

目標と現状

<肉用牛の流通の合理化>

○ 家畜市場の取引頭数目標

	基準 (H20年度)	現状 (H24年度)	目標 (H32年度)
年間取引頭数 (1市場当たり)	3,193頭	3,435頭	3,500頭以上
開場日1日当たりの平均取引頭数 (1市場当たり)	180頭	186頭	250頭以上

注：年間取引頭数が1万頭以上(平成9年)の基幹的市場及び離島の市場を除く。

<牛肉の流通の合理化>

○ 食肉処理施設の1日当たりの処理頭数及び稼働率の目標

	基準 (H20年度)	現状 (H24年度)	目標 (H32年度)
1日当たりの処理頭数 (1ヶ所当たり)	450頭	478頭	560頭以上
稼働率	64%	64%	80%以上
(参考)1日当たりの処理能力 (1ヶ所当たり)	704頭	750頭	700頭

注：頭数は、いずれも牛1頭を肥育豚4頭で換算し、豚の頭数ベースで表したものの。

分析と課題

<肉用牛の流通の合理化>

- 家畜市場については、小規模市場の統合・廃止により、集約化が進展。
(平成20年度143市場→24年度123市場)
注：休場市場、取引実態のない市場を除く。
- 肉用牛の公正な取引と適切な価格形成を確保するため、地域の実情を踏まえながら家畜市場の更なる再編整備を推進することが重要。

<牛肉の流通の合理化>

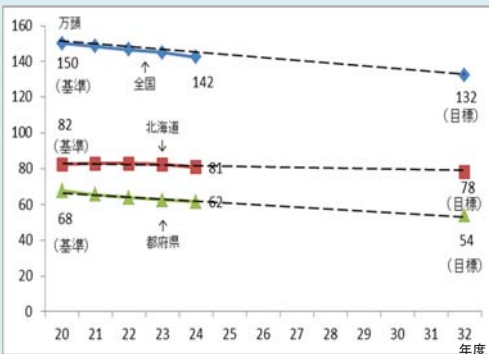
- 再編合理化等により、と畜場数が減少し、家畜の集荷が集約されたため、1日1ヶ所当たりの処理頭数は年々増加。
(平成20年度199ヶ所→24年度195ヶ所)
- 一方で、1日当たりの処理能力が目標を上回って拡大したため、稼働率(処理頭数÷処理能力)は横ばいで推移。
- 食肉の処理・流通コストの低減、稼働率の向上等のため、引き続き食肉処理施設の再編整備を推進することが重要。

9

〔乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標〕

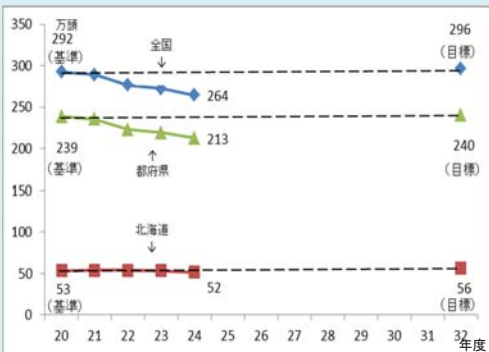
目標と現状

<乳牛>



- 乳牛の飼養頭数は、減少傾向で推移しており、24年度時点では、142万頭。32年度目標までのトレンドをわずかに下回って(▲1.3%)推移。特に都府県での減少が顕著(▲1.6%)。

<肉用牛>



- 肉用牛の飼養頭数は、都府県の小規模経営の離脱が担い手層の規模拡大を上回るペースで進んだため、24年度時点では264万頭。32年度目標までのトレンドをかなりの程度下回って(▲9.9%)推移。

- 特に繁殖雌牛、乳用種(交雑種を含む)の減少が顕著。

	20年度	24年度	増減率
乳用種	103	88	▲14.6
肉専用種	189	177	▲6.3
うち繁殖雌牛	151	137	▲9.3

分析と課題

- 乳牛については、個体の能力が向上する中、特に都府県において飼養戸数、頭数とも減少。
- 必要な生乳生産量を確保していくため、受け皿となる担い手の育成や経営体質の強化、乳牛の確保等が必要。
- 肉用牛については都府県の小規模経営の離脱が担い手層の規模拡大を上回るペースで進み、繁殖基盤の縮小が顕在化。
- このため、繁殖経営への新規参入の促進、優良繁殖雌牛の増頭支援等の繁殖基盤強化対策が必要。
- なお、乳牛の減少により、肉用乳用種の飼養頭数が減少傾向にあることから、低能力乳牛への和牛受精卵移植の推進等、効率的な肉用牛生産の方策について検討する必要。

10

現行酪肉近

◎多様な経営の育成・確保

- ・規模拡大だけでなく、6次産業化の取組を含め、地域の特性を踏まえた多様な取組を展開
- ・新規就農者の育成・確保のための取組を推進
 - 特に、酪農ヘルパーについては、新規就農者の技術習得の場として活用
- ・酪農・肉用牛ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等支援組織による技術・経営能力の向上
- ・女性が活躍しやすい環境の整備と高齢者の能力の活用

◎6次産業化の取組等による所得向上

- ・加工や直接販売への進出、農商工連携、ブランド化等による付加価値向上
- ・自給飼料中心の給与体系への転換、飼養管理技術等を通じたコスト低減・省力化



- ・労働負担の軽減や傷病時の経営継続のため、酪農や肉用牛ヘルパーの維持・強化を支援。
- ・A-FIVE、6次産業化関連事業等により、6次産業化の取組を推進。
- ・地域ぐるみで収益力向上に向けた新たな取組を推進。
- ・自給飼料の増産対策のほか、生産性向上に資する機械装置の導入を支援。

- ・流通飼料費が増加傾向になる中、引き続き、新技術の開発・普及を通じたコスト低減や省力化等が重要。
- ・6次産業化の推進等については、生産者のみではなく、地域の関連産業等関係者を含め、地域ぐるみの収益力向上に向けた取組（畜産クラスター）が重要。

畜産クラスターの全国的な展開

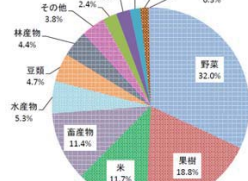


高収益型畜産体制構築事業(平成26年度～)

◎畜産・酪農における6次産業化の芽生え

6次産業化・地産地消法に基づく総合 [対象農林水産物毎の割合] 化事業計画認定件数(H26.3.31現在)

全体の認定件数(件)	1,811
牛肉関係	54
牛乳・乳製品関係	58



※複数の農林水産物を対象としている計画については、全てカウントした。

出資同意決定済6次産業化事業体(畜産関係)

- ・(株)カゴシマパンズ
 - 養鶏事業者が、県の開発した「黒さつま鶏」等地域農畜産物の加工・販売
- ・(有)おおのミルク工房
 - 地域酪農家为主导し、地域の酪農生産を活用した新食品の開発・販路拡大
- ・(株)農林漁業成長産業化支援機構HPより)

◎酪農ヘルパーからの新規就農者数

5～19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
80人	6人	9人	8人	5人	10人

◎酪農経営安定化支援ヘルパー事業(平成26～28年度)

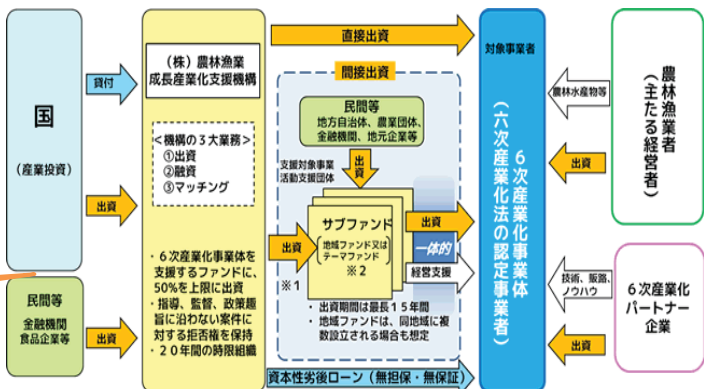
- ・酪農ヘルパーの人材育成に係る実践研修等への新たな支援

新規就農者ともなり得る酪農ヘルパーの技能の向上

- ・傷病時のヘルパー利用の条件に「育児サポート」を追加

若い世代や女性が働きやすい環境づくり

◎農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)による出資の仕組み



※1 ファンド設立時に機関が出資約束(コミット)する際、また資本性劣後ローンを実行する際には、農林漁業者の意見聴取等を行う。
 ※2 当該ファンドは、投資事業有限責任組合法(LPS法)に基づく、投資事業有限責任組合を想定(それ以外は個別相談)

現行酪肉近

◎畜産物の輸出の促進

- ・二国間の技術的協議により、輸出可能な相手国・地域を拡大
- ・輸出認証基準に適合した施設整備を推進



- ・「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」に、牛肉、加工食品(牛乳・乳製品を含む)を位置づけ(平成25年8月)。
- ・牛肉については、二国間協議の結果、平成24年に対カナダ、対米輸出が再開されたほか、26年2~3月にはメキシコ、ニュージーランド、フィリピン及びベトナム向け輸出が解禁された。さらに、26年6月にEUへ実際の輸出が可能となる見込み。また、26年3月には、対シンガポール輸出の月齢制限が撤廃。
- ・牛乳・乳製品については、香港・台湾等近隣諸国向けが中心。口蹄疫(平成22年)に伴う輸入規制を行った中国とは二国間協議を進めているところ。
- ・原発事故(平成23年)に伴う輸入規制の解消に向け、関係各国・地域への情報提供を実施。
- ・原発事故で低下した日本製品の信頼やブランドイメージの回復に向け、主要な輸出先国・地域において安全性や品質等の情報を発信。
- ・HACCPやハラール認証等に対応した施設整備を推進。

- ・市場の大きい米国やEU等への輸出拡大(商談会開催や見本市開催等への支援)のほか、需要が見込まれる東アジア等への展開(輸出解禁に向けた衛生協議等)が重要。
- ・引き続き二国間の技術的協議を戦略的に実施し、輸出可能な国・地域をさらに拡大するとともに、すでに輸出可能な国・地域に対しても、輸出条件の緩和に向けた検疫協議を推進。
- ・HACCPやハラール認証等に対応した施設整備を引き続き推進することが重要。

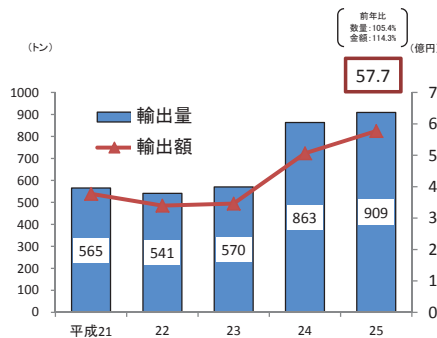
【畜産物の輸出の促進】

<牛肉>

- 香港、マカオ、シンガポール、タイ、UAE、米国、カナダ、メキシコ、EU※、フィリピン、NZ、ベトナム等への輸出が可能。

※ EUについては、平成26年6月に実際の輸出が可能となる見込み。

- 平成25年の輸出額は58億円、輸出量は909トンといずれも過去最高となった。



和牛統一マーク



焼肉店の海外進出

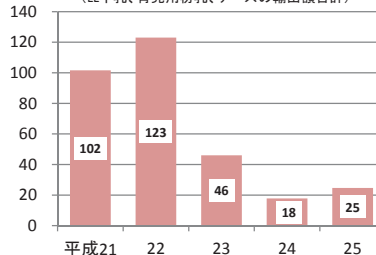


<牛乳・乳製品>

- 口蹄疫(平成22年)や原発事故(平成23年)に伴い、各国・地域の輸入規制措置や安全性への信頼低下等から、輸出額は大幅に減少。

- 近年は回復の兆しが見られる。

牛乳・乳製品の輸出額の推移 (LL牛乳、育児用粉乳、チーズの輸出額合計)



出典:財務省「貿易統計」

○品目別で見ると、LL牛乳及び育児用粉乳が半分以上を占め、チーズは1割程度。

酪肉近に基づく主要施策の取組状況

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
<p>◎畜産・酪農所得補償制度の導入</p> <p>小規模な家族経営をはじめ、意欲あるすべての生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備する観点から、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各畜種別の経営安定対策について、実施状況を踏まえ、生産現場の意見を聴きながら、不断の見直しを実施。 (チーズ対策の充実・強化、肉用牛繁殖経営対策の簡素化、新マルキン地域算定のモデル実施等) 	<ul style="list-style-type: none"> 配合飼料価格が高止まりする中で、配合飼料価格安定制度の見直しを踏まえ、現行経営安定対策のあり方も併せて検討する必要。
<p>◎多様な経営の育成・確保</p> <p>規模拡大だけでなく、6次産業化の取組を含め、地域の特性を踏まえた多様な取組を展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> A-FIVE、6次産業化関連事業等により、6次産業化の取組を推進。 地域ぐるみで収益力向上に向けた新たな取組を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の推進とともに、農家だけではなく、地域の関連産業等関係者を含め、地域の特性を踏まえた取組の展開が重要。
<p>◎6次産業化の取組等による所得向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工や直接販売への進出、農商工連携、ブランド化等による付加価値向上 自給飼料中心の給与体系への転換、飼養管理技術等を通じたコスト低減・省力化 集乳等の合理化及び酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態にも配慮した中小・農協系乳業の再編・合理化による更なるコスト低減 牛肉の流通の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の推進のほか、地域ぐるみで収益力向上に向けた新たな取組を推進。 自給飼料の増産対策のほか、生産性向上に資する機械装置の導入を支援。 労働負担の軽減や傷病時の経営継続のため、酪農や肉用牛ヘルパーの維持・強化を支援。 合理的な価格形成に資するため、酪肉近の数値目標に向けて、乳業再編・合理化事業を継続して実施。 流通・処理コストの低減等に必要な産地食肉センターの整備を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の推進とともに、農家だけではなく、地域の関連産業等関係者を含め、地域の特性を踏まえた取組の展開が重要。 飼養管理技術の向上等により生産性は向上しているものの、生産費に占める割合が高い流通飼料費が増加しているため、経営全体としては生産コスト低減が進んでいない。 新技術の開発・普及を通じたコスト低減や省力化等が引き続き重要。 乳業の再編合理化について、飲用工場数は、目標を上回って推移している一方、乳製品工場については、一時的に再編・合理化が進んだものの、近年は現行目標のすう勢に及ばない状況であり、引き続き、推進が必要。 再編統合が進む一方、施設の畜処理能力も向上しており、稼働率は横ばい傾向。稼働率を高めるため引き続き再編統合の推進が必要。

15

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
<p>◎販売・出口戦略、高付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入チーズの国産ナチュラルチーズへの置き換え 脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換 地域の特色あるチーズづくりを支援 地域資源を活用した牛肉のブランド化を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 乳価の低いチーズ向け生乳の仕向量が増加しても酪農経営の安定が図られるよう、供給量に応じて一律の助成金を交付することとし、更に平成26年度からは補給金制度の対象に追加。 6次産業化の推進のほか、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった国産牛肉の新たな需要の創出、牛肉輸出の拡大等による国産牛肉の需要を拡大。 チーズ工房向けのチーズ製造マニュアルの作成や研修会を実施するとともに、6次産業化に向け、「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」を活用し支援。 牛肉については、 ①オレイン酸等の「おいしさ」に相関の高い成分の指標化を推進。 ②赤身肉の生産能力が高い等の特性のある褐毛和種等について、地域の飼料資源等を活用し、品種特性に応じた生産を推進。 乳脂率の高いジャージー種やチーズ適性の高いブラウンスイス種等の導入を支援し、多様な酪農経営を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入が自由化され、乳価が生産コストを下回っているチーズ向け生乳を支援することにより、需要に応じた供給量の拡大と酪農経営の安定を図ることが重要。 海外市場も視野に入れた消費者ニーズに応じたチーズの高品質化が重要。 6次産業化の推進とともに、多様な国産和牛肉の特性について生産・加工・流通及び販売業者が一体となった情報発信が重要。 観光業等異業種との連携、地域特産物とのコラボレーション等による総合的なブランディングが重要。 指標化項目や評価手法について更に検討を進める必要。 ブランド化等「強み」のある畜産物の創出を図るため、用途に適した品種の活用や新技術の開発・普及が重要。

16

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
<p>◎畜産物の輸出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間の技術的協議により輸出可能な相手国・地域を拡大 ・牛肉に加え、牛乳・乳製品輸出も促進 <p>・輸出認証基準に適合した施設整備を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」に牛肉、加工食品(牛乳・乳製品を含む)を位置付け(平成25年8月)。 ・牛肉については、二国間協議の結果、24年4月に対カナダ輸出が、同年8月に対米輸出が再開されたほか、26年2～3月にはメキシコ、ニュージーランド、フィリピン及びベトナム向け輸出が解禁された。さらに、26年6月にEUへ実際の輸出が可能となる見込み。 ・また、26年3月には、対シンガポール輸出の月齢制限が撤廃。 ・牛乳・乳製品については、香港・台湾等近隣諸国向けが中心。口蹄疫(平成22年)に伴う輸入規制を行った中国とは二国間協議を進めているところ。 ・HACCPやハラール認証等に対応した施設整備を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の大きい米国やEUのほか、需要が見込まれる東アジア等への展開が重要。(輸出解禁に向けた衛生協議等) ・商談会等マーケティング活動の支援、米や果実等と一体的な日本食材の販売促進が重要。 ・口蹄疫清浄国への復帰や「無視できるBSERリスク」の国のステータス認定等を追い風とし、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえ、引き続き二国間の技術的協議を戦略的に実施し、輸出可能な国・地域をさらに拡大するとともに、すでに輸出可能な国・地域に対しても、輸出条件の緩和に向けた検疫協議を推進していく。 ・HACCPやハラール認証等に対応した施設整備を引き続き推進することが重要。
<p>◎家畜改良や新技術の開発・普及等による生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛:泌乳持続性に着目した改良による生涯生産性の向上 ・肉用牛:早期に十分な体重に達し、適度な脂肪交雑が入る畜種の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳牛の改良に当たり、新たに「泌乳持続性」の項目を追加。これによってより長い間泌乳量が持続する種雄牛を作出。 ・肉用牛では、「脂肪交雑」以外の「増体性」をより考慮した成長が早く適度な脂肪交雑のある種雄牛の生産を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「泌乳持続性」のさらに効率的な改良に向け、必要なデータの収集・分析が必要。 ・成長が早く適度な脂肪交雑のある種雄牛生産の推進のため、「飼料利用性」等についても着目することが必要。

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
<p>◎家畜衛生対策の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲わら等も含めた輸入動畜産物検疫の的確な実施による検疫体制の強化 ・口蹄疫等悪性伝染病の発生に備えた危機管理体制の再点検・強化 ・農場に出入りする車両の消毒等衛生管理の徹底、経営を大規模化する際に予め家畜等の埋却場所を確保 ・口蹄疫が発生した場合、地域の実情を踏まえ、科学的知見に基づき、迅速かつ的確な防疫措置の実施 ・生産者等の生活支援・経営再開のための必要な対策の実施 ・口蹄疫特別措置法に基づく家伝法の抜本的な見直しを含め、所用の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫対策検証委員会からの指摘を踏まえ、平成23年に家伝法を改正し、 <ol style="list-style-type: none"> ①入国者への質問、携帯品の消毒等、動物検疫の強化 ②口蹄疫の発生時等の国・県等の役割分担の明確化及び連携の強化、防疫指針の見直し ③飼養衛生管理基準を見直し、埋却地の確保、消毒設備の設置等を規定、遵守状況の把握 ④都道府県による地域の実情を踏まえた消毒ポイントの設置と通行車両等の消毒の義務化 ・口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生農場に対して、家伝法に基づく手当金の交付、経営再開のための資金の低利融資措置、発生時の損害を生産者が互助保証する仕組みへの支援(家畜防疫互助事業)等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣アジア諸国等で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが継続して発生していることから、それらの発生予防及びまん延防止のため、今後も家畜防疫を徹底していくことが必要。 ・平成26年4月13日、熊本県において高病原性鳥インフルエンザが発生したが、農場からの早期通報、迅速な防疫措置の結果、同月16日には全ての防疫措置を完了し、翌月8日には移動制限を解除。本件は家畜伝染病発生時に、迅速に対応できた事例と考えているところ。 ・近年発生頭数が増加するなど問題となっている牛白血病や我が国で7年ぶりに発生が確認された豚流行性下痢等の届出伝染病について、清浄化や感染拡大防止を図ることが必要。

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
◎農地や未利用地の有効活用 ・水田を有効活用し、飼料用稲(稲WCS、飼料用米)の生産利用を拡大 ・地域条件に応じた多様な飼料生産を推進 ・放牧の推進	・水田活用の直接支払交付金による生産助成、低コスト生産技術・経営実証、調製・保管に必要な施設整備、作業機械のリース導入の支援により飼料用米・稲WCSの利用拡大を推進。 ・各地域の栽培条件に適合した品種や飼料生産利用技術の開発・普及等を推進。 ・放牧技術研修会の開催や放牧地・施設の整備、公共牧場の機能向上の支援により放牧を推進。	・各種施策により飼料用米の生産は増加。更なる生産利用の拡大を図るため、多収性専用品種の普及、団地化の推進等による生産コスト低減や生産拡大に対応した利用者側の体制整備、耕種農家と畜産農家とのマッチング活動の支援が重要。 ・多様な気象条件や土地条件等に適合した飼料の生産・利用が図られており、今後とも優良品種や飼料生産利用技術の開発・普及等が重要。 ・生産者や飼養頭数の減少に対応した、公共牧場や放牧を活用した省力的な生産の推進が重要。
◎国産粗飼料の広域流通の構築 ・広域流通拠点を整備し、耕種地帯から畜産地帯への粗飼料流通体制を構築	・国産粗飼料の広域流通拠点整備に必要な機械のリース導入や施設整備を支援。	・広域流通の更なる拡大のため、効果的な流通方法の確立や品質向上を図るための生産体制の整備が重要。
◎コントラクター、TMRセンター(支援組織)の活用 ・支援組織の経営安定を図るため、法人化や規模の拡大等による経営高度化の推進 ・技術指導やコミュニケーションの場などの視点も含めて育成	・コントラクター、TMRセンターに対する受託作業面積に応じた支援、経営の高度化に必要な機械のリース導入や施設整備を支援。 ・飼料生産技術者の資質向上のための技術研修会等の開催を支援。	・経営の大規模化等が進み作業の外部支援組織への委託が増加。コントラクターやTMRセンターの育成を図るため、今後とも飼料生産技術者の確保や生産技術の向上が重要。

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
◎流通飼料の安定供給とエコフィード等の利用拡大 ・エコフィードの更なる普及 ・飼料穀物の急激な価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための措置を実施	・活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取組を支援。 ・飼料穀物価格の高騰等を受け、配合飼料価格安定制度について、国が拠出する異常補填を発動しやすくする等の見直しを行い、農家が拠出する通常補填の負担を軽減(平成25年12月)。また、平成25年度補正予算により、異常補填の補填財源を確保。	・外食産業などから排出される食品残さは分別が必要といった理由から飼料化が進んでいない。 ・通常補填基金の借入金を円滑に返済しつつ、制度をより安定的に運営する必要。畜産経営安定対策との関係の整理や、飼料自給率の向上に係る政策との整合性を確保しつつ、更なる制度の見直しを検討。
◎家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進 ・堆肥の自給飼料生産への利用 ・耕畜連携の強化による堆肥利用の促進 ・バイオマスの積極的な利活用	・家畜排せつ物の管理の適正化・利用の促進のために必要な施設の整備に係る融資や利子助成を行うとともに、地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた畜産農家と耕種農家の連携の取組を支援。 ・家畜排せつ物が必要な量を超過して過剰に発生している地域等において、メタン発酵や燃焼等によるエネルギー利用に取り組む事例も見られる。 特に、平成24年7月に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度のもと、家畜排せつ物を利用したエネルギー利用施設の整備も着実に増加。	・発生する家畜排せつ物の9割は、堆肥化され自給飼料生産や耕種農家で利用。需用者のニーズに即した適切な堆肥生産を行い、必要に応じ地域内のみならず、地域を超えた堆肥利用が促進されるよう体制の整備を図る必要。 ・メタン発酵後に残る残渣(消化液)は、液肥として利用が可能であるが、散布のための十分な耕地が確保出来ない場合等は取り組むことが困難。 ・送電網が脆弱な地域においては、太陽光等の他の再生可能エネルギーとの競合により、畜産農家のバイオマス発電の開始が困難な場合がある。

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
◎畜産環境に関する 排水対策・悪臭防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止対策 ・悪臭防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と調和した畜産経営の確立を推進するため、畜産環境問題に適切に対処するのに必要な施設整備等を支援。 ・畜産排水の汚濁防止対策を進めた結果、水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等の暫定排水基準を引き下げ(平成25年7月より900→700mg/lへ)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大や混住化の進展に伴い、畜産経営に起因する苦情の多くは、悪臭及び水質に関係するものであり、地域の関係者を交えた対応策の検討及び適切な対応が必要。 ・水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等については将来的に一般排水基準(100mg/l)を見据えた施設等の管理・整備が必要。
◎畜産物に係る安全と信頼の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・産業動物獣医師等の確保、口蹄疫等に対応しうる獣医師の養成 ・農場HACCPの普及定着化を推進 ・飼料用稲の適切な栽培管理を徹底 ・動物用医薬品の新薬導入を迅速化 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物獣医師等(産業動物診療獣医師及び家畜衛生公務員獣医師)の確保・育成に資する対策を実施。 ・農場HACCPの導入や認証取得を促進する農場指導員を養成。これにより約4,600農場(平成25年3月時点)が農場HACCPの考え方を採り入れた衛生管理を行い、31農場(平成25年12月時点)が認証を取得済み。 ・稲発酵粗飼料生産・給与マニュアルを平成24年3月に、飼料用米の生産・給与技術マニュアルを25年12月に改訂し、農業使用を含めた適切な栽培管理の徹底を推進。 ・承認審査手続の見直し(英文資料への和訳添付の一部廃止、海外施設での臨床試験データの受入れ等)や、国際的なガイドラインに基づく承認審査資料の共通化等により、安全で効果の高い新薬導入を迅速化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物獣医師等の地域偏在を解消するため、その確保・育成に資する対策を継続して実施する必要。 ・消費者へより安全な畜産物を供給する観点から、農場HACCPの定着・拡大を進める必要がある。このため、農場指導員を更に養成し、取り組む体制を強化していくことが重要。その上で我が国の畜産物の輸出に資するよう、戦略的な農場HACCPのアピールを検討していく。 ・研究成果による新たな知見を随時マニュアルに反映し、農業使用を含めた適切な栽培管理を引き続き徹底していくことが重要。 ・これまでの取組により、一定の成果が得られているが、新薬導入の更なる迅速化を図るため、引き続き、承認審査プロセスの改善等に取り組む必要。

酪肉近に基づく主要施策	取組状況	現状分析
◎多様化するニーズを捉えた 消費拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳・乳製品を利用した料理の普及や学校給食における高付加価値牛乳の供給 ・国産牛肉の品種ごとの商品特性を分かりやすく消費者に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳・乳製品の外食・中食等への新たな利用機会の創出への支援。 ・学校給食において、高付加価値の低温殺菌牛乳を提供する際に奨励金を交付。 ・6次産業化の推進のほか、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった国産牛肉の新たな需要の創出、牛肉輸出の拡大等による国産牛肉の需要を拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者団体等の自主的な取組とも連携しつつ、牛乳・乳製品の需要創出に取り組むことが重要。 ・多様な国産牛肉の品種ごとの商品特性について生産・加工・流通及び販売業者が一体となった情報発信を行い、多様化するニーズを捉えた消費拡大につなげていくための一層の取組が必要。
◎畜産や畜産物に対する 国民理解の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料基盤に立脚して国内生産を行うことの意義や飼料等が高騰する場合、生産者が吸収できないコスト増を価格へ転嫁せざるを得ないことについて国民に理解を求めていく ・酪農教育ファームなどの体験活動や産地交流会など、畜産分野における食育の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産をめぐる情勢等、ホームページ等を活用して積極的に公表するほか、機会を捉えて、広く各層へ説明を実施。 ・生産者等と連携し、食や農林水産業への理解を深める取組を推進。 ・消費者の食生活の改善を促す実践的な取組や、酪農教育ファームの取組・6次産業化による畜産物の加工販売等を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、ニーズの多様化等消費構造が変化している中、今後とも引き続き、我が国畜産・酪農に対する国民理解の促進を図っていくことは重要。 ・酪農教育ファームの受入人数の増加等(平成20年度:71万人→24年度:83万人)を踏まえ、引き続き、積極的な情報発信等について、生産者等と連携しながら推進していく必要。